

お取引先各位

調本19-049
2019年8月1日
NECネットエスアイ株式会社
調達本部調達改革グループ

消費税率変更に伴うお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社の生産活動に多大なご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための一部を改正する等の法律」施行により、2019年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられることが予定されております。

つきましては、前回（2014年4月）と同様に今後の弊社対応方法をご案内させていただきますのでご多用中大変恐縮ではございますが、ご対応よろしくお願い致します。

敬具

記

1. 経過措置対応について

2019年3月31日までに弊社より確定発注させて頂きました経過措置適用案件については消費税率8%にてお支払させていただきます。

【経過措置対象案件】

- ・ 工事に関わる請負契約
- ・ 製造委託に関わる請負契約
- ・ レンタル／リースに関わる資産の貸付契約

※2019年4月1日以降に発生した増額分については、引渡し時点での消費税率が適用されます

2. 引渡し案件の対応について（経過措置案件を除く）

(1) ハード（物品）取引、労務（工事、修理等）取引の場合

原則として、2019年10月1日以降に検収させて頂く案件は、消費税率10%にてお支払させていただきます。

(2) (1) に該当し引渡しが2019年9月30日以前に作業完了（納入）している場合は2019年9月30日までに引渡しが完了しているが検収が2019年10月1日以降になった場合の消費税率は8%となります。なお引渡し日は、各お取引先様より提出頂きました指定確証に記載されている「受領日」、「作業完了日」により判断させていただきます。

ただし弊社システムの都合上 EDI、検収明細表上は、消費税率 10%にて処理させて頂き、別途旧税率との差額「-2%」を弊社にて処理させて頂きますのでご承知おき願います。

3. サービス提供案件の対応について（経過措置案件を除く）

サービス提供案件：保守、派遣契約等

契約日、納入単位に応じて発注、検収時期に関わらず下表の通り消費税率を適用させて頂きます。

パターン	作業（契約）開始日	作業（契約）終了日	適用消費税率
1	—	2019/9/30 以前	8%
2	2019/9/30 以前	2019/10/1 以降	8%※
3	2019/10/1 以降	—	10%

※パターン 2 の場合には、1 納入単位に旧税率と新税率が混在する複数税率の可能性があり一律に適用税率を判断しかねますので旧消費税率 8%にてお支払させて頂きます。

新旧消費税率の差額が発生している場合には、サービス提供期間に応じた消費税額の差額分を別途弊社調達本部宛に請求をお願いします。

4. 消費税額に起因する支払額と請求額に相違があった場合の対応について

上記 1～3 に関わらず弊社支払額と各お取引先様ご請求額に相違が発生した場合、差額分の請求書を発行の上、調達本部までご連絡をお願いします。

【ご請求に必要な書類】

- ・各お取引先様所定のご請求書 (PDF)
- ・弊社所定の請求明細書 (Excel)

【ご請求先】

調達本部調達改革グループ

E-Mail： nesic-purchasing@dm.nesic.com

※eメールの件名に【消費税】と記載をお願いします。

5. 注文書、注文データに含まれる消費税率の表示について

2019/9/30 以前に弊社より発行（データ送信）させて頂く注文書、注文データ（EDI）に表示されている消費税率は、原則 8%となりますが、上記 1～4 にて説明させて頂いた通りの運用方法にて消費税率をお支払させて頂きますのでご理解をお願いします。

※材料 EDI 上で 2019/9/30 までに検収済の案件（適用消費税率 8%）の注文書を 2019/10/1 以降に印刷した場合、消費税率が一律 10%にて表示され、正しい消費税率 8%で表示されません。大変申し訳ありませんがご理解をお願いします。

6. 本件に関するお問い合わせ先

NEC ネットエスアイ株式会社

調達本部 調達改革グループ

E-Mail : nesic-purchasing@dm.nesic.com

以上